

公 告

掲示第 122 号

輸出入貨物の検査場所を指定する件

関税法第 69 条第 1 項の規定に基づき、長崎税関管内（税關支署の管轄区域を除く。）における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

なお、本指定に伴い、「長崎税關（本關管内）における輸出入の検査場所を指定する公示」（昭和 57 年 9 月 29 日公示）は廃止する。

平成 27 年 8 月 25 日

長崎税關長 齋 藤 和 久

記

- 1 保税地域(長崎港の指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。)
- 2 本關構内(敷地を含む。)
- 3 長崎港松が枝国際ターミナルビル内旅具検査場及び税關事務室(旅客及び乗組員の携帶品、別送品並びに船長託送品に限る。)
- 4 出島岸壁(当該岸壁にけい留された本船を含む。)(旅客及び乗組員の携帶品、別送品並びに船長託送品に限る。)
- 5 長崎空港出張所の旅具検査場及び事務室(敷地を含む。)
- 6 長崎空港旅客ターミナルビルディング 1 階国際線チェックインカウンター、同カウンター前(但し、長崎空港出張所長が必要と認め、その都度指定した場所に限る。)及び機内預託手荷物荷捌場並びに長崎空港旅客ターミナルビルディング 2 階保安検査場、出国待合室及び国際線搭乗ゲートからボーディングブリッジまでの区域
- 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書 I、附属書 II 及び附属書 III に掲げる種(日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第 1 条(b)に規定する標本をいう。)に該当する輸入貨物の検査場所については、第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項に規定する検査場所に限る。